先進医療の名称	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
白内障	
(先進性)	
単焦点眼内 点眼内レンズ が合わない距	Nレンズを使用する従来の白内障手術では、調節力が失われる。その為、単焦では遠方又は近方のいずれに焦点を合わせるのかを決める必要があり、焦点離については眼鏡が必要となる。 Nレンズを使用する場合は、単焦点眼内レンズと同程度の遠見時の裸眼視力
<i>></i> 7	点眼内レンズでは得られない近見視力が同時に得られ、それにより眼鏡依存
術式は、従 化吸引術で行	来の眼内レンズと同様に、現在主流である小切開創から行う超音波水晶体乳 fう。
	において多焦点眼内レンズは、その先進性によって他の眼内レンズと異なる fを行っている。
挿入される後 しかし、単知	アレンズは、無水晶体眼の視力補正のために水晶体の代用として眼球後房に房レンズである点では、従来の単焦点眼内レンズと変わりはない。 焦点眼内レンズの焦点は遠方又は近方のひとつであるのに対し、多焦点眼内 多焦点機構により遠方及び近方の視力回復が可能となり、これに伴い眼鏡依れる。
慣れ親しむこ においても同 入されている	令化に伴い、白内障患者数も増加している。近年、高齢者も読書やパソコンに とは日常的であり、また、屋外での活動やスポーツにも積極的で、白内障患者 様のライフスタイルを望む例が多い。しかしながら、これまで白内障治療に挿 眼内レンズの多くは単焦点眼内レンズのため、水晶体再建手術後も眼鏡、特 必要とすることが多く、日常生活をはじめ、知的活動や屋外活動に支障をきた
しかし、多知 可能にし、近	焦点機構を有する眼内レンズ使用する事により、近用及び遠用の視力補正を用及び遠用とも眼鏡依存度を軽減するという点から、健常な視機能に近く、水所後のQOV(quality of vision)の改善、ひいてはQOL(quality of life)の向上にと考えられる。
(先進医療に係る 約 434,000 円	
実施科	
眼科	

先進技術としての適格性

	大進技術としての週俗性
先進医療 の名称	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術
適 応 症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)
有 効 性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安 全 性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技 術 的成 熟 度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
社会的妥当性(社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での 普 及 性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効 率 性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収 載 の 必 要 性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総評	総合判定: 適 ・ 否 コメント:

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと。

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症: 白内障に対する多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術		
I.実施責任医師の要件		
診療科	要(眼科)・不要	
資格	要 (眼科専門医)・不要	
当該診療科の経験年数	要(5)年以上・不要	
当該技術の経験年数	要 (5)年以上 ・ 不要	
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として(10)例以上 ・ 不要 [それに加え、助手又は術者として(5)例以上 ・ 不要]	
その他(上記以外の要件)		
	Ⅲ. 医療機関の要件	
診療科	要(眼科)・不要	
実施診療科の医師数 注 2)	要 ・ 不要 具体的内容: 常勤の眼科専門医が1名以上	
他診療科の医師数 注 2)	要 ・ 不要 具体的内容:	
看護配置	要(対1看護以上)・不要	
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要(不要	
病床数	要(床以上)・不要	
当直体制	要()・不要	
緊急手術の実施体制	要・不要	
院内検査(24 時間実施体制)	要・不要	
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 ・ 不要 連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	要・不要	
倫理委員会による審査体制	要 ・ 不要 審議開催の条件:	
医療安全管理委員会の設置	要・不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10 症例以上)・不要	
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウン セリングの実施体制が必要等)		
Ⅲ. その他の要件		
頻回の実績報告	要(症例まで又は 月間は、毎月報告)・不要	
その他(上記以外の要件)		

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]として() 例以上・不要」の欄を記載すること。

注 2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

		אינינע
先進医療の名称	先天性難聴の遺伝子診断	
適応症		
· —· — ·	きない先天性難聴	
 内容		
(先進性)		
り、難聴の正 測が可能とな	司定されている難聴遺伝子を網羅的、効果的にスクリーニング 確な診断が可能となり、適切な治療法の選択、予後の推測 さる。また、原因遺伝子変異の種類によっては、発端者の難取 の遺伝因子保持者の発症の予防が可能である。	、合併症の予
伝子が同定さ の進行の有知 病などの合併 日本人に頻 A等を中心に り、網羅的か	して、100以上の遺伝子座が報告され、このうち現在までに3 されている。遺伝子変異の種類により、「発症時期」、「難聴の意思」、「聴力の変動の有無」、「前庭症状の有無」、「随伴する 持症の有無」が異なることが明らかとなり、臨床上極めて有用な 遺度の高い原因遺伝子である、GJB2、SLC26A4、ミトコンドリ に10遺伝子47変異をダイレクトシークエンス法あるいはインベ つ効果的にスクリーニングすることにより、難聴の正確な診断 を後の推測、合併症の予測、難聴の進行および発症の予防	程度」、「難聴 症状」、「糖尿 検査である。 ア12S rRN ーダー法によ 、適切な治療
め、本検査を 測、合併症の 場合には、発	異の種類によって発症時期、進行性、前庭症状、随伴する症 定実施することにより、難聴の正確な診断、適切な治療法の選 の予測が可能である。また、ミトコンドリア原因遺伝子変異による は端者の難聴の進行の予防と、家系内の遺伝因子保持者の さらには遺伝カウンセリングに関して重要な情報が得られる。	択、予後の推 る難聴である
約 47,000 円	₩/II/	
実施科		
耳鼻咽喉科		

先進技術としての適格性

	<u> </u>
先進医療の名称	先天性難聴の遺伝子診断
適応症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)
有 効 性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安 全 性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技 術 的成 熟 度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
社会的妥当性(社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効 率 性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収 載 の 必 要 性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総評	総合判定: 適 ・ 否 コメント: 多施設からの協力体制を受けているので短期間に実効が認められる。

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと。

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症: 先天性難聴の遺伝子診断		
I.実施責任医師の要件		
診療科	要 (耳鼻咽喉科)・不要	
資格	要 (耳鼻咽喉科専門医) ・ 不要	
当該診療科の経験年数	要(5)年以上・不要	
当該技術の経験年数	要 (3)年以上・不要	
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として(1)例以上 ・ 不要 [それに加え、助手又は術者として()例以上 ・ 不要]	
その他(上記以外の要件)		
診療科	要(耳鼻咽喉科)・不要	
実施診療科の医師数 注 2)	要 ・ 不要 具体的内容: 常勤の耳鼻咽喉科専門医が2名以上	
他診療科の医師数 注 2)	要 ・ 不要 具体的内容:	
看護配置	要(対1看護以上)・不要	
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要(臨床検査技師)・不要	
病床数	要(床以上)・不要	
当直体制	要()・不要	
緊急手術の実施体制	要・不要	
院内検査(24時間実施体制)	要・不要	
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・ 不要 連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	要・不要	
倫理委員会による審査体制	要 ・ 不要 審議開催の条件:届出後当該療養を初めて実施するとき は、必ず事前に開催する	
医療安全管理委員会の設置	要・不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10 症例以上)・不要	
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウン セリングの実施体制が必要等)	遺伝カウンセリングの実施体制が必要。	
Ⅲ. その他の要件		
頻回の実績報告	要 (症例まで又は 6月間は、毎月報告)・不要	
その他(上記以外の要件)		

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]として() 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療の名称

フェニルケトン尿症の遺伝子診断

適応症

フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症、ビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化 酵素欠損症

内容

(先進性)

フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症はフェニルアラニン水酸化酵素の欠損により発症する。これまでその確定、病型診断は食事内容とその量で影響を受ける血中フェニルアラニン値によってなされ、しばしば不確定であった。遺伝子診断により確定、病型診断を可能とし、各個人に応じたより適切な治療を行う。

(概要)

分析に供与する DNA は、患者末梢血 2~5ml を通常の採血と同様に採取するというきわめて非侵襲的な方法によって得られる。末梢全血を通常のフェノール法にて除蛋白した後、ゲノム DNA を抽出する。13 ある各エクソンを PCR 法にて増幅合成した後、DHPLC 法にて遺伝子多型を持つエクソンを同定する。当該エクソンのシークエンスを行い、遺伝子変異を同定する。遺伝子欠失変異の同定には MLPA 法を用いて行う。

(効果)

遺伝子診断を行うことで、これまで診断が困難であったビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症の確定診断を可能とする。また、病型診断を確定でき、各個人に応じた食事療法とビオプテリンの治療が可能となる。

(先進医療に係る費用) 30,000 円

実施科

小児科

先進技術としての適格性

	工造技術としての適倍は 	
先進医療の名称	フェニルケトン尿症の遺伝子診断	
適 応 症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)	
有 効 性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。	
安 全 性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)	
技 術 的成 熟 度	囚. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。	
社会的妥当性(社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。	
現時点での普及性	Ⅰ Β 廃患※ 有病※から勘案」て ある程度要及している	
効 率 性	既に保険導入されている医療技術に比較して、	
将来の保険収 載 の 必 要 性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。	
総評	総合判定: 適 ・ 否 コメント:	

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症:フェニルケ	大文派の 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
	I.実施責任医師の要件	
	要(小児科又は内科)・不要	
資格	要(小児科専門医、内科専門医又は臨床遺伝専門医)・不 要	
当該診療科の経験年数	要 (5)年以上·不要	
当該技術の経験年数	要(3)年以上·不要	
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として (1)例以上・不要 [それに加え、助手又は術者として ()例以上・不要]	
その他(上記以外の要件)		
	Ⅱ.医療機関の要件	
診療科	要(小児科又は内科)・不要	
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要 具体的内容:常勤の小児科専門医又は内科専門医が1名 以上	
他診療科の医師数 注 2)	要·不要 具体的内容:	
看護配置	要(対1看護以上)・不要	
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要(臨床検査技師)・不要	
病床数	要(床以上)・不要	
当直体制	要()•不要	
緊急手術の実施体制	要·不要	
院内検査(24時間実施体制)	要•不要	
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・ 不要 連携の具体的内容:	
医療機器の保守管理体制	要•不要	
倫理委員会による審査体制	要・不要 審議開催の条件:届出後当該療養を初めて実施するとき は、必ず事前に開催する	
医療安全管理委員会の設置	要•不要	
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(1 症例以上)・不要	
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウン セリングの実施体制が必要等)	遺伝カウンセリングの実施体制が必要。	
Ⅲ. その他の要件		
頻回の実績報告	要(月間又は 症例までは、毎月報告)・不要	
その他(上記以外の要件)		

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]として() 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。